

宇和島税務署からのお知らせ

お早めに 春の確定申告

春の訪れとともに確定申告の時期がまいりました。

確定申告の準備は、もうお済みですか。

所得税の確定申告と納税は 3月15日(木)まで

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は 4月2日(月)まで

申告書は郵送等で提出しましょう。

インターネットで申告書を作成

国税庁のホームページでは所得税や個人事業者の消費税の確定申告書が簡単に作成できる【確定申告書等作成コーナー】を設けています。

A4サイズの普通紙に出力し添付書類とともに税務署へ提出してください。

また、「電子申告納税システム：e-Tax」や「税金相談：タックスアンサー（650項目収録）」など様々な情報を発信しています。

アクセスは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

納税は振替制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税の方法に、振替納税の制度があります。便利で安全な振替納税のご利用をお勧めします。

不明な点があれば、お気軽にお問合せください。

宇和島市堀端町1番38号 宇和島税務署

(代表) ☎22-4511 (個人課税部門) ☎22-7556

「公平」は税の原則 “悪質な滞納は許しません” !!

愛媛地方税滞納整理機構が、昨年4月1日に設立され、各市町から移管された滞納者に対して、広範囲な財産調査により差し押さえなどの滞納処分が行われております。

また、差し押さえ財産の不動産公売やインターネット公売も実施されておりますので、詳しくは機構ホームページをご覧ください。

鬼北町においても、納税秩序の確立を目指すため滞納額の縮減に努めております。しかし、督促および催告に応じていただけない方、納付意思は示されたが実際に納付されなかった方などに対し、今年も移管予定催告書を1月に送付し、自主納付を促しました。納付意思が見られない場合は、愛媛地方税滞納整理機構に移管され、差し押さえ・公売を前提に滞納整理が行われることになります。

*税金は、納期限までに納めましょう！

愛媛地方税滞納整理機構

ホームページアドレス <http://www.ehime-kihoku.jp>

ハローワーク宇和島からのお知らせ

1月22日(月)より、雇用保険課が2階に移動します。

被保険者の資格取得・喪失届、離職票の交付、雇用継続給付の申請

⇒2階適用窓口までお越しください。

失業の認定、再就職手当・教育訓練給付の申請

⇒2階給付窓口までお越しください。

職業相談・紹介窓口、求人窓口は、従来通り1階で業務を行います。

【問合せ先】宇和島市天神町4-7 ハローワーク宇和島 ☎22-8609